

【新聞記事】



豚用の餌のかくはん機（縦約3・1メートル、横約2・7メートル）

養

高（約3メートル）の中に落下した。搬送先の病院で約2時間後に死亡。助けようとした男性作業員もかくはん機内で倒れ、病院に搬送されたが、意識不明の重体となっている。

救助の重体

かくはん機に落ち死亡

当時1人で、2階の工場のかくはん機の容器のボルトを外す作業をしていた。男性従業員は1階の事務所におり、が落下したことに気づいてかくはん機の中に助けに入ったという。
 かくはん機の中に食材が入っていたが機械は動いておらず、目立った外傷はなかった。署が詳しい原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	開口部
災害の種類（事故の型）	墜落・転落
被害者数	死亡者数：1人（20代） 休業者数：1人（40代）

【同類事故防止対策】

- ・施設への転落等防止措置
- ・作業工程及び安全措置の標準化
- ・施設への立入・点検時の安全措置
- ・事故等異常発生時の対応の標準化
- ・管理者との連絡措置の標準化
- ・事故防止に関する作業員の教育・訓練

【類似事故】

工事中の浄化槽内部の清掃作業で、開口部からゴミの排出作業に従事していた者が墜落



発生状況

この災害は、農業排水及び生活排水の処理施設の躯体工事のうち、地下に埋設される浄化槽等部分の建設工事現場で発生したものである。

被災者と同僚が実施する作業は、浄化槽内部壁面の防食等のため、ピット底部の型枠解体と地下室の清掃作業と足場解体後の浄化槽内部の清掃作業であった。

当日の午前11時頃までに、ピットにあった型枠解体と地下室の清掃作業を済ませた被災者達は、続いて浄化槽の清掃に取りかかった。

午前中のうちに1槽の清掃を済ませ、昼休憩の後に、午後1時から同じ作業分担により濾底槽第3室で作業を再開した。

同僚が浄化槽の中でゴミをバケツに入れ、上部の開口部の傍らにある筈の被災者に1回目の引き上げをしてもらうために声をかけたが応答が無かったため、はしごから上に昇ってみたところ、被災者は予定の場所にはおらず、別の浄化槽の開口部から6.27mの浄化槽底部に墜落していた。

原因

この災害の原因としては次のことが考えられる。

(1)直接的な原因

被災者の墜落原因は、目撃者がいないが次のようなことが推定される。

- [1]同僚が地下浄化槽内でゴミの集積を行っている手待ち時間の間に、ピット上部に散乱していたゴミを集めようとしていて開口部から墜落した
- [2]集積したゴミをどの開口部から搬出するのかが不明であったので、開口部をのぞきこんでいて墜落した。
- [3]二つの開口部に柵等が設置されていなかったため墜落した。

(2)間接的な原因

この災害の間接的な原因としては、次のことが考えられる。

- [1]浄化槽がビニールシートで覆われていて、ピット上を移動するのに窮屈であったこと。
- [2]ビニールシートで覆っていたため、十分な明るさではなく、開口部が見にくかったこと。
- [3]作業の指示が、作業場所の指定のみで、作業に付随する手順、安全対策等について具体的な指示がなされていなかったこと。

対 策

この災害は、農業排水及び生活排水の処理施設の躯体工事農地、地下に埋設される浄化槽等部分の建設工事現場で、発生したものであるが、同種災害防止のためには次のような対策が必要である。

1 墜落防止措置の徹底

- (1)開口部付近で作業を行う場合には、その開口部に手すり等を設けること。
- (2)開口部に接近して作業を行う場合及び開口部の蓋を外しての作業の場合は作業者は安全帯を使用すること。
- (3)不要な開口部は蓋等で防護しておくこと。

2 安全な作業方法等の決定

- (1)ゴミ等を高い個所に搬出する場合には、巻き上げ機等を使用すること。
- (2)安全作業マニュアルを作成し、それに基づいて行うこと。
- (3)明るさが不足している個所には、照明等を確保すること。

3 安全管理を徹底すること

- (1)現場監督者は、墜落のおそれのある開口部付近におけるゴミ搬出作業を行わせる場合は、適切な作業の指示と監視を行うこと。
- (2)墜落のおそれのある開口部付近で作業を行わせる者には、安全帯を着用させ、また使用させること。
- (3)作業者に十分な安全教育を実施すること。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）